

利根町公告第19号

入札公告

町有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和5年4月5日

利根町長 佐々木 喜 章

1 入札に付すべき物件

以下の物品（自動車）を入札に付し、売払う。

初年度登録年月	令和2年7月
車体の形状	販売車
車台番号	KDY231-8043893
型式	QDF-KDY231
乗車定員	3人
最大積載量	800kg
車両重量	2,500kg
車両総重量	3,465kg
総排気量	2.98L
燃料	軽油
走行距離	11,959km
その他	・冷蔵ショーケース、野菜室、常温室、手洗装置、 エンゲル冷凍庫付き ・車検の有効期間満了日は令和5年5月8日

2 予定価格（最低売渡価格）

2,200,000円（税込）

3 入札参加資格

売払物品の一般競争入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から3年を経過していない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の各号に規定する風俗営業，同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業，同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する業の用に供する者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供する者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- (8) 町民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税及び国民健康保険税を滞納している者
- (9) 入札参加申込みに必要な提出書類に不備又は不正のある者

4 売却物品の公開日時及び場所

期 間	令和5年4月17日（月）から令和5年4月26日（水）まで
時 間	午前9時から正午まで，午後1時30分から午後4時まで
所在地	茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1 利根町役場

※売却物品の確認を希望する場合は，事前に下記15の問い合わせ先へ予約すること

5 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、次のとおり申請しなければならない。

申 込 期 間	令和5年4月17日（月）から令和5年4月26日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
提 出 書 類	・売却物品一般競争入札参加申込書（様式第1号） ・誓約書（様式第2号） ・個人の場合：本人確認できる書類（マイナンバーカード、免許証又は保険証等の写し） 法人の場合：代表事項証明書（発行後1か月以内のもの）
提 出 方 法	下記提出先へ持参 ※郵便による受付は行わない
提 出 先	茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1 利根町役場福祉課（利根町役場議会棟1階）

6 入札参加資格の審査等

- (1) 入札時において入札参加資格確認のための誓約書に同意した者。
- (2) 落札者においては、上記3の各号に該当しないものであることを確認するものとし、入札参加資格を満たさない場合には、次点者を繰り上げて落札者とする。

7 入札の受付期間、受付場所

入 札 期 間	令和5年4月17日（月）から令和5年4月26日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
入 札 場 所	利根町役場福祉課（利根町役場議会棟1階）

8 入札の方法

- (1) 入札参加申込の際に配布する入札書に、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額を記載する。
- (2) 郵便による入札書の提出は認めない。

9 入札保証金

入札保証金は、免除する。

10 開札執行日時及び場所

日 時	令和5年4月27日（木）午前10時から
場 所	利根町役場 行政棟4階 4-A会議室

11 契約、売払代金の支払及び車両の引渡し

落札者には、落札決定通知書及び売買契約書を送付する。

売買代金の支払は、売買契約を締結した日から30日以内に納入通知書により支払うものとする。

車両の引渡しは、総務省及び茨城県の補助事業により購入しているため、総務省及び茨城県から処分承認手続を経た後に引き渡すものとする。

なお、車両の引取期限は、令和5年7月31日（月）とする。

12 落札者の決定方法

入札受付期間終了後、開札を行い、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で有効な入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじにより落札者を決定する。

13 契約及び契約保証金

(1) 落札者は、利根町が作成した契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 契約書は、利根町が郵送するので、落札者は、必要事項を記入・押印のうえ、利根町に郵送または持参すること。

(3) 契約保証金は、免除とする。

14 その他

(1) 車両は、令和2年7月から令和4年6月まで高齢者等買い物弱者移動販売支援事業で使用していた車両（冷蔵ショーケース、野菜室、常温室、手洗装置、エンゲル冷凍庫付き）。

(2) 車両の冷蔵設備が食品衛生法上の基準（10℃以下）及び一般社団法人新日本スーパーマーケット協会の「スーパーマーケットにおけるHACCPの考えを取り入れた衛生管理のための手引書」における推奨管理温度の基準を満たしていない。

(3) 権利移転に伴う費用は、落札者の負担とする。

(4) 車両の引渡し、運搬に要する費用は、落札者の負担とする。

(5) 車両の大きな破損や故障は確認していないものの、令和4年7月以降使用していないため、入札を検討する場合は、車両の公開期間において

必ず現品を確認したうえで入札すること。なお、公開期間に車両の確認を行わずに入札した場合は、車両の現状を了承したものとする。

- (6) いかなる場合においても、車両の引渡し後の返品、修理、交換は受け付けません。引渡し後の事故、破損、瑕疵等について、利根町は一切の責を負わないので、あらかじめ了承のうえ入札に参加すること。

15 問い合わせ先

茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1

利根町役場福祉課高齢介護係

電話 0297-68-2211 (内線127)